



とうほくふるさと情報

H26年6月版②

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



どーなってるの？損害賠償！

【訴訟提起の手続きとは？】

原発事故により全国各地へ避難している方々が原告となり、各地で次々と集団訴訟が提起されています。今回は、訴訟提起(裁判)という手段での賠償請求について、簡単な特徴と、最近の状況について紹介します。

【直接請求・ADRとの違い】

東電への直接請求では、東電の定める基準での妥協を余儀なくされたり、ADR手続では、申立てた被害者・東電双方が和解案に応じなければ和解は成立しません。

この点、裁判では、裁判官が、法に基づいて、訴えた人の損害が原発事故によるものかどうか判断し、原発事故による損害と認めた場合は、その損害額を判断します。(原子力損害賠償紛争審査会の指針でも、「個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」としています。)そして、訴えた被害者、東電どちらも納得しなくても、裁判所は、判決という形で判断を下します。

しかし、裁判官が判断をする上で必要な証拠は、原則として訴えた側が用意する必要があります。裁判官を納得させられるレベルの証拠が必要ですので、証拠の取捨選択には訴訟手続や法律に対する高度な知識が必要です。特に、原発事故損害賠償訴訟は複雑なものですので、弁護士(弁護団)が代理人となって手続きをしているケースが殆どのです。

また、一般的に、裁判による解決には時間がかかります。各地での原発事故損害賠償訴訟についても、判決に至ったとの報道は、現時点で見受けられません。また、裁判の場合、裁判所への手数料(請求額が500万円の場合3万円)や、弁護士費用などがかります。

【全国初 賠償金仮払いの仮処分決定】

5月20日、京都地裁は、東電に対し、避難指示区域外から避難している男性への賠償金の仮払いを命ずる仮処分決定をしたと、新聞各紙が5月26日に一斉に報道しました。

福島県の避難指示区域外から避難した男性(本人、妻、幼児ら3人の5人家族)は、約1億3000万円の損害賠償を求めて京都地裁へ提訴。その後、賠償金の仮払いがないと生活できないとして、仮払いの仮処分を求めた。

京都地裁の決定では、「自主避難の損害と事故の因果関係は事案ごとに判断すべき」と指摘し、「男性の休業損害は事故と因果関係がある」と認定した。その上で、避難前は会社経営していた男性にとって少なくとも約1200万円の休業損害が「原子力損害」に当たると算出した。事故が原因で精神疾患になったとする男性の主張を認め、男性と子育て中の妻は無職無収入で就労が難しいことから今年5月から1年間、月額40万円を支払う必要性を認めた。(2014.5.26 京都新聞より抜粋)

この決定について、原告代理人は「裁判が長引くと生活が立ちゆかず低い賠償金でも受け入れざるを得ない場合も多い。仮払いによってしっかりと訴訟を継続することができ、たとえ1年間でも意味は大きい。」とコメントしています。(2014.5.26 毎日新聞より抜粋)

なお、この仮処分決定に対し、東電側は異議を申立てています。(2014.6.3 各紙報道より。)



岩手

大船渡市立根町の宮田仮設住宅で、6月14日、花植えと手洗い、ハンドマッサージの体験会が開かれました。スマイルとうほくプロジェクト(岩手日報社、河北新報社、福島民報社主催)の一環。住民20人が参加。同プロジェクトの特別協賛企業の社員から正しい手洗いの仕方やハンドマッサージを教わり、2人一組で互いの両腕をマッサージ。同仮設住宅で暮らす女性(74)は「腕が軽くなった気がする。これで、集会所に集まって自分たちでマッサージできる」と喜んでいました。

(岩手日報 Webnews2014/6/15 より抜粋)



宮城

東日本大震災で被害を受けた塩釜市の桂島前浜海水浴場が、4年ぶりに再開されることになりました。(7月2日海開き、7月19日～8月17日開設。)市は約2年をかけてがれきを撤去。地元住民やボランティアが砂浜を清掃し、県と市による水質や放射能検査、潜水による砂浜の状況調査も続けられてきました。桂浜区長は、「島に4軒ある民宿も助かるだろう。復興へのステップになる」と期待を込めたそうです。(河北新報オンラインニュース

2014/6/6 より抜粋)

福島

JR東日本は、6月1日、東日本大震災後不通となっていた常磐線のうち、広野(広野町)―竜田(楢葉町)駅間の運行を再開しました。楢葉町への列車乗り入れは震災後初で、楢葉町は、運行再開初日に記念イベントを実施しました。広野―竜田駅間は8.5キロ、1日上下線各9本を運行し、1日の利用者は100人前後(震災前は約250人)とことです。(福島民報2014/6/11より抜粋)

面談による相談 (予約制)

●東京司法書士会総合相談センター(四谷・金曜午後5時～8時)

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

●三多摩総合相談センター(立川)

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後4時(受付は午後3時45分をもって終了いたします)

※通話料はご相談者様の自己負担となります。